

川崎市立塚越中学校いじめ防止基本方針

1. 令和7年度 学校経営計画

めざす生徒像

主体的・対話的に学び、豊かな心と正しい判断力・実践力を身につけた生徒

学校教育目標

1. すこやかな心と身体を育て、思いやりのある人になろう
2. 自ら学び、考え、すすんで行動できる人になろう
3. 広い視野に立ち、社会に役立つ人になろう

【重点目標】 共感、思いやり を持って全ての人に接する

心の教育の推進

◎教職員が、共感、思いやりをもって生徒に接し、生徒と教職員との信頼関係を大切にする。また、生徒一人一人の微弱な声を聞きのがさない。

確かな学力を身につける教育の推進

◎生徒に思考力・判断力・表現力を身につけさせ、かつGIGAスクールの実践による情報活用能力を育成する。

健康・安全教育の推進

◎すべての生徒が心身ともに健康で、安心して学習でき、安全な教育環境整備を進める。

開かれた学校づくりへの生徒の参画

◎家庭・地域との連携を積極的に図り、開かれた学校づくりを推進する。

【短期経営目標】

- 基本的生活習慣の確立
- 特別活動の充実
- かわさき共生*共育プログラムの推進
- 支援教育の推進
- 教育相談の実施
- ローテーション道德の実施
- 朝読書の実施

- 思考力・判断力・表現力を身につけさせる授業展開の実施
- GIGAスクールによる個別最適化された学びの実現
- 適切な評価の研究
- 「学習室」の設置
- 平和学習の推進
- 小中連携教育の推進

- 健康教育、安全教育の推進
- 教育環境の整備
- 防災教育の推進
- 保健給食による健康教育授業の実施
- 感染症対策の推進

- 家庭・地域と一体化した教育活動
- 家庭・地域への積極的な情報発信
- 地域の行事、ボランティア活動、社会参加活動等の積極的な参加

【具体的な取り組み】

※元気なあいさつ、時間、ものを大切にしよう

- ① あいさつ・服装・言葉遣い等、基本的生活習慣の指導を徹底する
- ② 特別活動を通して、生徒が主体的に活動し、達成感や充実感をもてるようにする。
- ③ かわさき共生*共育プログラムを推進し、学校や学級内の温かい人間関係づくりを進める
- ④ いじめや暴力を絶対に許さないという学校環境を構築する
- ⑤ 道徳教育を充実し、思いやりの心、いのちを大切にすることを育てる
- ⑥ 読書を通して、より豊かな語彙力、思考力を育てる

※生徒一人ひとりをよく見、GIGAスクールのスキルを身につけよう

- ① 思考力を全教科通して身につけさせる
- ② GIGAスクールの実践を通して未来社会の創り手を育てる
- ③ 平和学習を通して平和な未来をつくるためにできることを考える
- ④ 教室や学校になじめない生徒の居場所を「学習室」とし、個別指導に取り組む
- ⑤ 授業研究を積極的に行い、授業力向上に努める
- ⑥ 小中連携を通して、9年間の繋がりを意識した教育をする

※みんなが健康で安全に過ごす学校をつくろう

- ① 健康教育・安全教育の推進をはかる。
- ② 清掃活動・美化活動の促進をはかる
- ③ 破損箇所・危険箇所を点検し、早期に改善して修理を行う
- ④ 防災訓練・避難訓練等を通して、防災・安全教育を推進する
- ⑤ 昼食指導を通して、食育の大切さを教える

※地域に開かれた学校づくりをしよう

- ① 地域教育会議での意見交流
- ② アンケート結果などによる学校評価を学校改善のために生かす
- ③ 地域の行事やボランティア活動等に積極的に参加する。
- ④ 部活動等が発表会を催す

2. 「学校いじめ防止基本方針」策定の目的

いじめはどの学校や集団にも、どの生徒にも起こりうる問題であり、いじめを次に示す定義のように捉えることは、いじめの行為があったかどうかを学校が判断し、法的な責任を負うことをねらいとするものでなく、いじめられている生徒の救済を第一にして対応するものです。そのために、学校は一人ひとりの生徒との信頼関係を築きながら、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組むために「学校いじめ防止基本方針」を策定します。

3. いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含みます。)であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいいます。

4. 学校が実施する取組

(1) いじめの未然防止の取組

いじめを未然防止するには、いじめが発生しにくい学校の風土づくりが基本となります。教職員は生徒の理解を深め、信頼関係を築くとともに、一人ひとりを大切に授業を実践するように努めます。また、あらゆる教育活動を通じて、他人を思いやる心や正義を重んじる心などの豊かな人間性を育みます。

① 学校体制を確立し、環境を整備します

いじめは絶対に許されないという共通認識に立ち、全教職員で生徒を見守っていくためには、いじめの予兆や悩みがある生徒を見逃さない仕組みづくりや、インターネット上のいじめの防止、問題解決のための組織づくりをするとともに、相談活動がしやすい環境づくりや教職員への計画的な研修の実施など、学校体制を確立します。

② 生徒の心を受け止められる感性を磨き、教職員としての人間性を高めます

教職員自身が生徒から信頼されるよう自己研鑽し、人間性を高めるよう努力することは教職員としての基本です。児童生徒を一人の人間として尊重し、生徒の気持ちを理解し、生徒と感動を共有することができるか、自分の心が一人ひとりの生徒に向かって開いているか、絶えず自問します。

③ 生徒一人ひとりが生きる教育活動と効果的な学習活動を実践します

学校生活の大半を占める授業を「学ぶ楽しさ」が味わえる充実した時間にするすることで、生徒は前向きに学校生活を送ることができるようになります。また、学校行事や体験活動などを工夫し、充実を図ることで他者と深く関わる経験を重ね、他者への思いやりやコミュニケーション能力を身につけさせます。

④ 生徒の自浄力を育てます

生徒自身に「自浄力」を身につけさせることは、未然防止のなかで最も重要であると考えます。生徒の自主的、主体的な活動が、「いじめをやめさせたいと思う生徒」を育て、いじめを抑制します。自校に誇りをもたせ「自分たちの学校ではいじめは許されない」という気運を高めていきます。

(2) いじめの早期発見

いじめの発見が遅れると、いじめの内容がエスカレートするばかりでなく、関わっている生徒が増加して関係が複雑になり、解決が困難になります。「いじめは見ようとしなければ見えない」と言われます。深刻な事態を招かないためにも生徒のわずかな変化を手がかりに、早期発見に全力を尽くします。

① 日常のきめ細やかな観察をします

普段の授業における生徒の顔色や姿勢、学習態度などは、生徒の理解を深める大切な情報です。また、授業以外のさまざまな場面での言葉づかいや行動、表情、視線、声をかけたときの様子を観察します。

② 相談体制を整備します

学校における教育相談体制を確立し、生徒や保護者に啓発することによって、いじめられている生徒や周りの生徒が相談しやすい環境をつくります。

③ 定期的なアンケート・チェックシートを実施します

定期的な学校生活アンケートや教職員用のチェックシート等を活用し、生徒の状態や指導法を客観的に把握し、いじめの早期発見につなげていきます。

④ 関係機関との連携

いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、学校としても、警察や関係機関への情報提供や相談・通報を行います。

(3) 校内いじめ防止対策会議の設置

① 校内いじめ防止対策会議の構成

いじめの未然防止、いじめの早期発見、いじめ認知後の対応や措置を迅速かつ実効的に行うため、校内いじめ防止対策会議（以下、「対策会議」といいます）を設置します。

② 「対策会議」の役割

「対策会議」は、いじめの防止等の中核となる組織として、校務分掌に位置づけ、いじめに関する情報の収集、「学校基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正等を行います。

(4) いじめへの対処

いじめの対応を担任一人だけで行うと、解決を遅らせ事態を悪化させる恐れがあります。いじめを認知した、またはその疑いがあった時点で全教職員に周知し、多方面からの確・迅速に対応する必要があります。さらに保護者への対応についても誠意を尽くし、問題解決に向けて信頼関係と協力体制を確立します。

① 校内いじめ対策ケース会議の立ち上げ

いじめの疑いがある情報があったときには、「対策会議」に学級担任や学年教職員などを加えて、校内いじめ対策ケース会議を立ち上げ、個人情報に配慮しながら、いじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携を組織的に実施します。

② いじめられた生徒への支援

- もともと信頼関係ができていた教職員が対応し、「最後まで絶対に守る」という意思を伝えます。
- 生徒の意向を汲みながら、学校生活の具体的なプラン(登下校の方法など)を立てます。
- 心のケアや登下校・休み時間の見守りなど、安全で安心できる環境づくりに努めます。

③ いじめた生徒への指導

- よく事情を聞き、いかなる事情があっても、いじめることはいけないことだと教え、同じことを繰り返さないように伝えます。
- いじめた行為そのものは、よくないことと理解させつつ、相手に対して心身の苦痛を与えるような結果になってしまった理由を考えさせ、どこがいけなかったのか、どうしたらよかったのかを考えさせます。
- いじめに至った要因や背景を踏まえ、立ち直りに向けた相談活動や指導を継続的に行います。

④ 周囲の生徒への指導

- はやしたてたり、見て見ぬふりをしたりするのは、いじているのと同じだということを理解させます。
- いじめを防ぐことができなかつたことを見つめなおさせ、再発を防ぐための具体的な手立てを指導します。
- 必要に応じて学級、学年さらに学校全体に広げて再発防止へ向けた指導を行います。

⑤ 保護者への対応

- いじめに関係した生徒の保護者には迅速に事実を伝え、ケース会議で決定した指導方針と対応策を示すとともに、いじめ解消に向けて協力を要請します。
- 解消するまで学校が主体性を発揮し、解消後も定期的に生徒の学校や家庭での様子を保護者と情報交換し、経過観察を行います。

5. 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

次に該当する場合を重大事態といいます。

- ① いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
「いじめにより」とは、①②に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該生徒に対して行われるいじめにあることを意味します。

(2) 事実関係を明確にするための調査の実施

学校が重大事態に至るいじめ行為を認知した場合には、市いじめ防止基本方針に基づき、迅速かつ適切に当該事態の調査・報告を行い、関係諸機関と連携して当該事態に対処するとともに、同種のいじめ事案の発生防止を図ります。

6. 令和7年度 いじめ防止対策組織・役割分担

【校内いじめ防止対策会議の構成】（校務分掌に位置付ける）

校長、教頭、総括教諭、教務主任、
学年主任、生徒指導主任、支援教育コーディネーター、養護教諭、
部活動顧問責任者、スクールカウンセラー

【いじめ防止対策の企画・運営】

- ・学校運営（学校評価）におけるいじめ防止に関する目標の設定・検証・・・（校長）
- ・いじめ防止対策年間指導計画の作成・・・・・・・・・・・・・・・・（生徒指導担当）
- ・いじめ防止指導研修会の企画、運営・・・・・・・・・・・・・・・・（教務主任、生徒指導担当）
- ・いじめ問題に関する資料の管理・・・・・・・・・・・・・・・・（生徒指導担当）
- ・道徳教育との連携・・・・・・・・・・・・・・・・（道徳教育推進担当）
- ・学校いじめ防止基本方針の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・（教頭）

【教育相談】

- ・教育相談のねらい・年間計画の作成・・・・・・・・・・・・・・・・（教務主任、生徒指導主任）
1年・・・・・・・・（1学年主任） 2年・・・・・・・・（2学年主任）
3年・・・・・・・・（3学年主任）
- ・相談室窓口、相談室の管理、運営・・・・・・・・・・・・・・・・（生徒指導主任）
- ・スクールカウンセラーとの連携・・・・・・・・・・・・・・・・（生徒指導主任）

【生徒・保護者・地域との連携】

- ・生徒会本部・生活委員会との連携・・・・・・・・・・・・・・・・（特別活動主任）
- ・PTA校外委員会との連携・・・・・・・・・・・・・・・・（PTA校外委員担当）
- ・地域教育会議との連携・・・・・・・・・・・・・・・・（教頭）

【関係機関との連携】

- ・警察との連携・・・・・・・・・・・・・・・・（生徒指導主任）
- ・児童相談所との連携・・・・・・・・・・・・・・・・（生徒指導主任）

7. 令和7年度 いじめ防止等対策年間計画

月	活 動 内 容
4	<ul style="list-style-type: none"> ・基本方針・重点目標の確認・構成員の確認・役割分担 ・年間指導計画確認 ・いじめの未然防止、早期発見・早期対応方法等についての研修 ・かわさき共生＊共育プログラムの取組について ・家庭訪問での保護者・生徒の声の集約 ・生徒指導研修会①（生徒理解）
5	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過、今後の方針についての確認 ・生徒指導研修会②（生徒理解） ・教育相談週間の実施
6	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過、今後の方針についての確認 <p>【児童生徒指導点検強化月間】の取組 （職員研修会の実施、生徒への啓発活動）</p>
7	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過、今後の方針についての確認 ・夏休み期間中の対応確認
8	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過、今後の方針についての確認 ・いじめの防止対策に関する研修会 ・教育相談週間の実施
9	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過、今後の方針についての確認 ・前期の反省とまとめと後期の具体的な取組の確認
10	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過、今後の方針についての確認
11	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過、今後の方針についての確認
12	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過、今後の方針についての確認 ・教育相談週間の実施
1	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過、今後の方針についての確認
2	<p>【学校体制振り返り月間】の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過、今後の方針についての確認 ・今年度の反省→学校評価への反映
3	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過、今後の方針についての確認 ・来年度に向けての基本方針の見直し

◎本校のいじめ防止に向けた取組

児童・生徒の自主的な取り組み

[自主的な企画・運営]

- ・生徒集会・学年集会での呼びかけや人間関係づくりのレクリエーション
- ・自主的なあいさつ運動やクリーン活動

[交流活動の活性化]

- ・縦割り活動
- ・委員会活動（緑化運動、あいさつ運動）
- ・小中連携活動（体験活動での交流）
- ・地域教育会議主催の地域行事での交流活動

[啓発活動]

- ・年間テーマの設定、掲示

保護者の取り組み（PTA活動）

- ・広報誌での呼びかけ
- ・あいさつ運動への参加
- ・クリーン活動の実施
- ・地域パトロール

地域住民の取り組み

- ・地域での見守り活動
- ・学校推進会議の話し合い
- ・民生委員情報交換会の実施

他機関との連携

- ・区・教育担当との連携
- ・SSW（スクールソーシャルワーカー）との連携
- ・スクールサポーターとの情報交換
- ・少年相談保護センターとの連携